

誓 約 書

令和 年 月 日

四国中央市長 大西 賢治 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

氏 名

印

(実印)

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団（四国中央市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第30号）第2条第1号に規定する団体をいう。以下同じ。）又は暴力団員（四国中央市暴力団排除条例（平成23年12月22日条例第30号）第2条第2号に規定する者をいう。以下同じ。）ではありません。
- 3 次のいずれかに該当するものではありません。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員あることを知りながらこれを不当に利用しているもの
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- 4 購入した財産を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものではありません。
(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体又はその関係者ではありません。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがされている者ではありません。
- 7 前記2～6に該当するものの依頼を受けて入札等に参加しようとするものではありません。
※法令については、裏面をご覧ください。

(裏面)

【参考】

地方自治法施行令（抄）〔昭和二十二年政令第十六号〕

(一般競争入札の参加者の資格)

第一百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(略)

四国中央市暴力団排除条例（抄）〔平成23年12月22日条例第30号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。

(略)